

事務連絡  
令和8年1月26日

各都道府県 離島振興担当部（局） 御中

国土交通省国土政策局  
離島振興課

### 離島活性化交付金等事業計画等の効率的な策定について

「令和7年地方分権改革に関する提案募集」において、離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島活性化交付金等事業計画に関する提案が寄せられ、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）が取りまとめられたところです。

提案内容及び対応方針に基づき、離島活性化交付金等事業計画等の効率的な策定について、以下のとおり通知いたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

### 記

#### 1. 離島活性化交付金等事業計画等の効率的な策定について

##### （1）離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画との一体的策定について

離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画については、以下の点に留意した上で、一体的策定が可能であること。

##### <留意点>

- ・離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画を一体的に策定する場合においても、離島振興法第4条及び第7条の2の規定に基づき、適切に策定すること。
- ・離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画を一体的に策定する場合には、離島振興計画の文中に離島活性化交付金等事業計画の内容を含んでいることを明記することとし、離島振興計画の別紙として位置づけること。

##### （2）離島活性化交付金等事業計画と離島活性化事業計画の一体的策定について

離島活性化交付金等事業計画と離島活性化交付金事業実施要綱（平成25年5月20日 国国離第23-1号。以下、「実施要綱」という。）第6条第1項の規定に基づく離島活性化事業計画については、以下の点に留意した上で、一体的策定が可能であること。

#### <留意点>

- ・離島活性化交付金等事業計画と離島活性化事業計画を一体的に策定する場合は、両計画の策定主体が同一（都道府県）であること。
- ・離島活性化交付金等事業計画と離島活性化事業計画を一体的に策定する場合においても、離島振興法第7条の2及び実施要綱第6条の規定に基づき、適切に策定すること。
- ・離島活性化交付金等事業計画と離島活性化事業計画を一体的に策定する場合には、離島活性化交付金等事業計画の文中に離島活性化事業計画の内容を含んでいることを明記することとし、離島活性化交付金等事業計画の別紙として位置づけること。

なお、各計画を一体的に策定した場合であっても、法令等で定める計画期間等の相違により、いずれかの計画に変更等が生じる場合には、各計画の法令等に定める要件に従い、当該計画のみの変更等で差し支えない。

## 2. その他

上記の記載については、離島振興法の主務省庁等である、国土交通省、総務省、農林水産省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省、こども家庭庁の担当部局と調整済みである。

【参考】「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）

URL：<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

#### 【問合せ先】

国土交通省 国土政策局 離島振興課 中村、今井、片野  
電話：03-5253-8421（直通）